

●香川県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成21年5月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び主たる事務所の所在地
平成20年4月7日	訪問看護ステーション かりんくらぶ 仲多度郡まんのう町炭所西1529番地5	医療法人社団 相愛会 仲多度郡まんのう町炭所西1528番地1